

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人健康の森学園(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。ただし、理事長が岡山県健康の森学園学園長顧問を兼務する場合に限り、この理事長に、第4条に規定する報酬等を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 岡山県非常勤職員の報酬額表の岡山県健康の森学園学園長顧問の単価の1割を単価とし、それに勤務日数を乗じた額
- (2) 通勤手当 岡山県人事課通知の日額単価の1割を単価とし、それに健康の森学園への出勤日数を乗じた額(年休日や、自宅から健康の森学園外に出張した日等を除く)
- (3) 賞与及び退職慰労金は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給の時期は、月末締め、翌月10日支給とする。ただし、その

日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、翌日に支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等から、所得税及び社会保険料を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、社会福祉法人健康の森学園旅費規程を準用して、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て評議員会の議決を得て行う。

附則 この規程は、平成30年 3月20日より施行する。

この規程は、令和 3年 3月24日より施行し、

令和 2年 4月 1日から適用する。